

第1章

首都直下地震等 対処要領の目的

本要領は、首都直下地震等が発生した時に、東京都が、警察、消防、自衛隊、海上保安庁、区市町村、国、他道府県市、ライフライン事業者などの各機関と効果的・効率的な連携の下、円滑な応急対策活動を展開できるよう、東京都地域防災計画で定められている東京都及び各機関の役割分担に基づく基本的な連携の内容と手順について明確にするとともに、各機関相互の共通認識を図るため、策定するものである。

特に、発災から 72 時間においては、各機関の円滑な連携の下に救出救助活動等が展開できるよう、主要道路の早期啓開、ライフラインの応急復旧、帰宅困難者の大量発生による混乱防止などの対策を重層的に実施する必要がある。本要領はこうした発災後 72 時間に行うことが想定される主な応急対策活動を中心に整理する（なお、早期の生活再建に向けた取組など、72 時間を超えて実施する事項も、一部盛り込んでいる。）

本要領が適用される災害として、平成 24 年 4 月に公表した「首都直下地震等による東京の被害想定」で示された東京湾北部地震、多摩直下地震のような震度 6 以上の大規模地震が東京 23 区、多摩地域で発生し、東京都災害対策本部が設置された場合を想定している。